

危機管理マニュアル



香南市立香我美中学校

〒781-5453 高知県香南市香我美町山北 41-1

TEL (0887)54-2018 FAX (0887)54-3009

E-mail kagami-j@city.kochi-konan.lg.jp

I 基本的な対応

II 命に関わる事件・事故

命に関わる事件・事故が起こった場合の対応フロー

III 熱中症と心肺蘇生法

- 1 熱中症の対応
- 2 心肺蘇生法
- 3 校外活動における危機未然防止対策

IV 生活安全

- 1 不審者の侵入
(3段階チェック体制・対応・緊急措置・応急手当・対応のポイント)
- 2 授業中や運動部活動中の事故
- 3 火災の発生
- 4 防火管理者等
- 5 給食による食中毒
- 6 登下校中の事故
- 7 伝染病の発生

V 台風・豪雨・雷の発生

- 1 休校等について
- 2 屋外での活動

VI 地震

- 1 校内の対応
- 2 下校できない時の対応
- 3 地震発生時の対応の留意点
- 4 心のケア
- 5 休日等の教職員の動き
- 6 保護者への文書（緊急時の対応・伝言ダイヤル）
- 7 避難勧告・避難指示等の発令の目安

VII 新たな危機事象

- 1 弾道ミサイル落下時の行動について
- 2 弾道ミサイル落下時の行動の例

VIII 避難所開設までの流れ

- 1 防災組織と役割
- 2 避難所開設から学校再開の流れ
- 3 避難所開設時の教室配置
- 4 関係資料
 - (1) 引き渡し確認シート・安否確認シート・面談票
 - (2) 関係機関・避難場所
 - (3) 災害時における引き渡しについて
 - (4) 災害時引き渡しカード

～ 学校にお客様相談窓口はない ～

- ◎事故・災害発生への対応は全てに優先
授業中であっても事故・災害への素早い対応を第一とする
- ◎平常時こそ重要
事故・災害は思わぬ時にやってくるので日常の意識が問われる
- ◎一人で処理せず組織で動く
学年会 生徒指導委員会 いじめ防止対策委員会
- ◎情報の共通認識を図る
メモなどの正確な内容を伝える 口頭は間違いを起こしやすい
- ◎素早い丁寧な対応が問題解決をスムーズにする
「今日の説明・明日の言い訳」にしない
- ◎事故・災害を教訓として、その後に生かす
課題を整理・分析し対応の改善を図る

I 基本的な対応

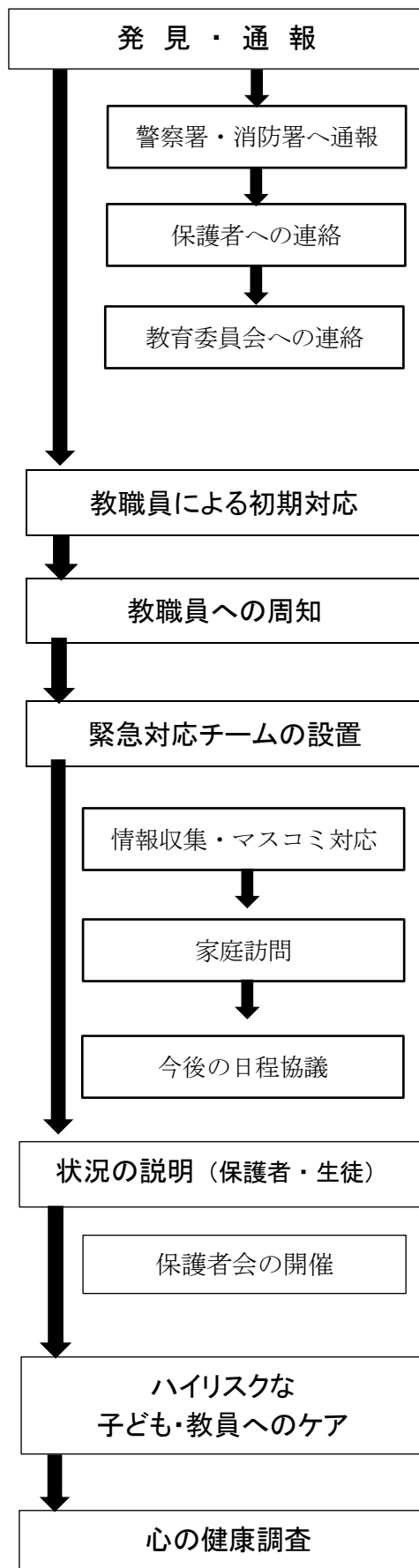
- (1) 生命に危険、またはその疑いがあると判断した場合
 - ①管理職に報告・指示を受け、速やかに救急車に連絡を行う。
 - ②同時に、事故発生状況を詳しく把握する。

* AEDの設置場所 ⇒ 玄関の職員靴箱の上

- (2) 生命に危険はないが、骨折、切り傷、歯牙破損、発熱や嘔吐、下痢や腹痛等の速やかに医師の治療を要する場合
 - ①家庭連絡を行い、保護者に迎えに来てもらう。
 - ②家庭に連絡がつかない場合は、タクシーを利用する。
野市タクシー（５６－１７００） 野島ハイヤー（５４－３１７５）
- (3) 発熱、腹痛、その他で授業を受けることが困難な場合
 - ①回復できそうな場合のみ、１時間を目安に休養させる。
 - ②回復しない場合は家庭連絡を行い症状を報告して迎えに来てもらう。
 - ③迎えに来るまでは、保健室で休養させる。内服薬は与えない。
 - ④自転車、徒歩で帰る場合は、保護者に連絡して帰宅させる。
 - ⑤一人で帰宅させた場合は、自宅に到着後学校に連絡をもらう。
 - ⑥必ず症状や時間等の記録をする。

Ⅱ 命に関わる事件・事故

【命に係わる事件・事故が起こった場合の対応フロー】



内線番号：職員室 10・11～18

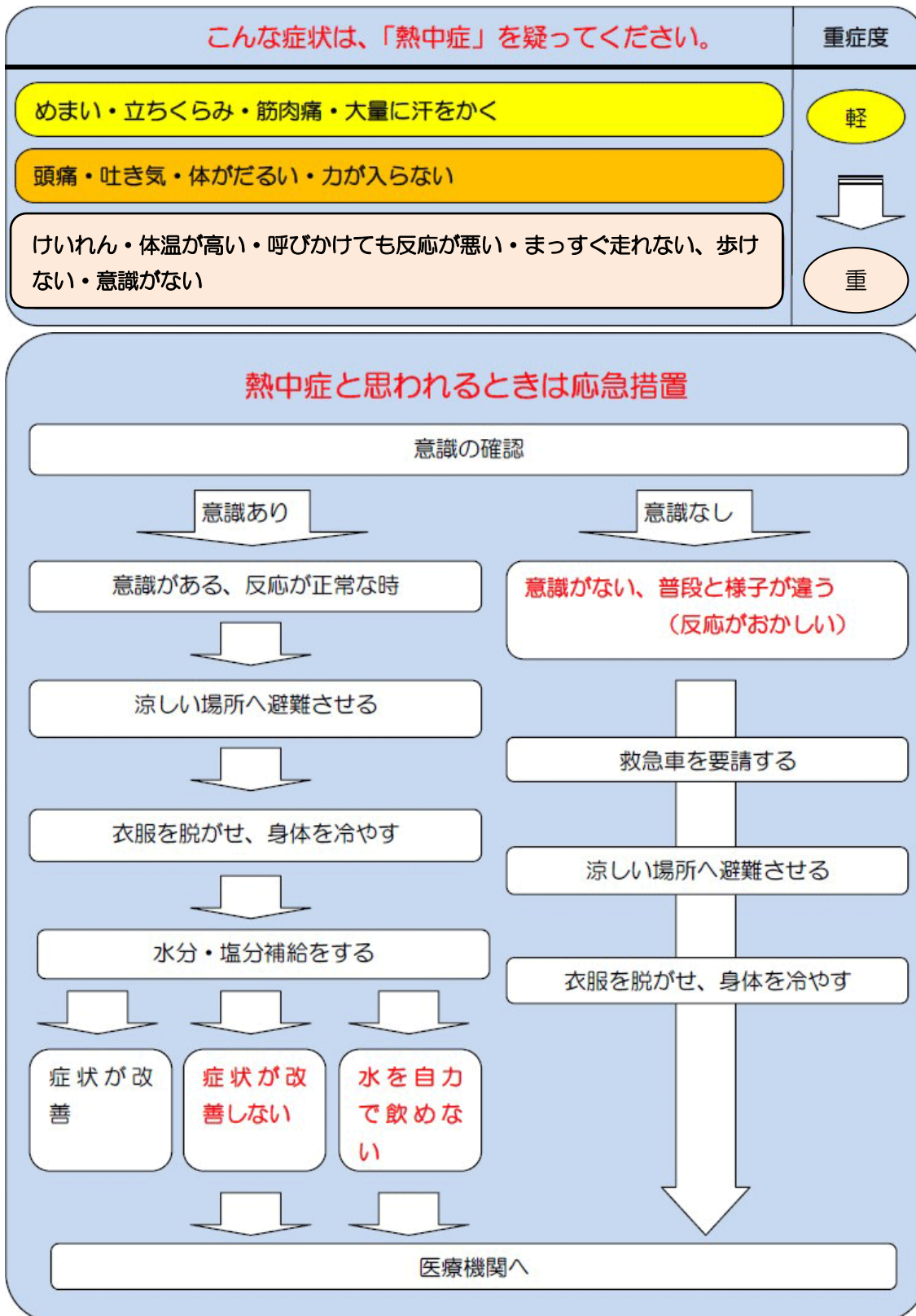
1. 発生場所・状況を正確に伝える。→ 2. 情報を得た先生は、手分けをして全教職員に周知。

- (1) 負傷の部位、程度や周囲の状況等を把握し、応急処置を行い、他の教職員に知らせ応援を要請する。
- (2) 直ちに警察署・消防署へ通報し救急車を要請する。救急車に教員が同乗する。
- (3) 指示を受けた教員が複数で現場に行き、目撃した生徒を別室へ連れて行く。
- (4) 状況を校長(管理職)へ報告する。(不在の場合は代行者。)
- (5) 生徒の保護者に状況等や搬送先の病院を知らせる。
- (6) 校長(管理職)は教育委員会へ報告する。(不在の場合は代行者。)
- (7) 生徒を落ち着かせるよう冷静に対応する。(安全確保・当面の行動指示等。) 場合により現場を見せないようにする。
- (8) 全教職員を集め把握している事実のみ知らせる。外部からの問合せ等は管理職が対応する。
- (9) 緊急対応チームを速やかに編成して情報を収集する。
- (10) 報道の対応窓口を一本化(校長等)する。個別の対応はせず、教育委員会と協議して共同記者会見の場を設定する。
- (11) 複数の教員で自宅や病院等を訪問し情報を伝える。可能な範囲で保護者から状況を聞く。状況の発表は必ず保護者の意向を確認する。
- (12) 当面の日程、生徒のケア体制等の検討を行う。
- (13) 他の生徒への精神的な動揺を防ぐ。正確な情報を伝える。
- (14) 保護者に簡単な文書を出す。
- (15) 事故にあった生徒と関係の深い生徒、現場にいた生徒を中心に「リストアップ」「今後のケア」についてＳＣ等と検討する。教員も同様のケアを行う。
- (16) 生徒の思いを自由に書かせる。
- (17) 全ての生徒の心の状況を把握するため、「心の健康調査」を行う。 時期や対象生徒はＳＣ等と協議する。

Ⅲ 熱中症の対応と心肺蘇生法

1 熱中症の対応

(1) 対応フロー



※ 参考文献:熱中症環境保健マニュアル(環境省)

(2) 予防措置

① 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断

校長は、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数(WBGT)計を用いて計測(活動場所で測定)することで環境条件の評価を行うとともに**、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数(WBGT)	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
35以上	熱中症特別警戒アラート熱中		屋外や冷房設備のない場所で行う学校行事等は、中止または延期 屋外や冷房設備のない体育館で行う部活動は練習中止 次の日高知県内で大会(冷房設備のない大会)が予定されている場合は不参加とする。
33以上	熱中症警戒アラート	右に示す対策(①～⑤)及び運動部活動の際には学校の実情に合わせた◆の対策が取れない場合は運動(屋外で行う学校行事を含む)は中止	① 熱中症指標計を使用し計測結果を記録する ② 適切な水分・塩分補給、休憩場所の整備 ③ 生徒自ら体調管理等ができるように指導 ④ 運動前後の体調の確認 ⑤ 救急時対応の確認 ◆ 日よけの活用、風通しを良くする等の工夫 ◆ 氷やアイスパックの活用 ◆ 運動後エアコン等によりクールダウンさせるなど空調設備を活用
31℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外に運動を中止する。
28～31℃(注3)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21～25℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

* 暑さ指数(WBGT)は、判断基準の一つです。
低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例がある。

② 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとる。

環境の留意点	・直射日光、風の有無: 直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ: 季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	・体力、体格の個人差: 肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態: 運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ: 久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。
運動中の留意点	・運動の強度、内容、継続時間: 部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給: 0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方: 激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

③ 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

④ 生徒の体調を把握(運動前の体調チェック)

熱中症を防止するためには、生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要がある。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行う。

体調チェック表

次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。

氏名		記入日	年	月	日 ()
----	--	-----	---	---	-------

チェック欄	確認項目
	睡眠不足になっている(前日の晩、よく眠れなかった等)
	朝食を抜くなど、食事をとれていない
	疲れがたまっている
	熱がある(熱っぽい)、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがある
	手・足(関節など)に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりである

その他、体調等に関して気になることがある(記入してください)

⑤ 熱中症対策記録表

R 年 月 日

記録表 (部) 担当者名 _____

場所 _____ 時間 _____ ~ _____

WBGT 測定値				
測定時間	時	分	時	分
測定値	度	度	度	度

生徒の健康状態	水分・塩分の摂取	緊急時の連絡体制
		携帯→救急→保護者・携帯→職員室

*クールダウン 有 ・ 無

R 年 月 日

記録表 (部) 担当者名 _____

場所 _____ 時間 _____ ~ _____

WBGT 測定値				
測定時間	時	分	時	分
測定値	度	度	度	度

生徒の健康状態	水分・塩分の摂取	緊急時の連絡体制
		携帯→救急→保護者・携帯→職員室

*クールダウン 有 ・ 無

R 年 月 日

記録表 (部) 担当者名 _____

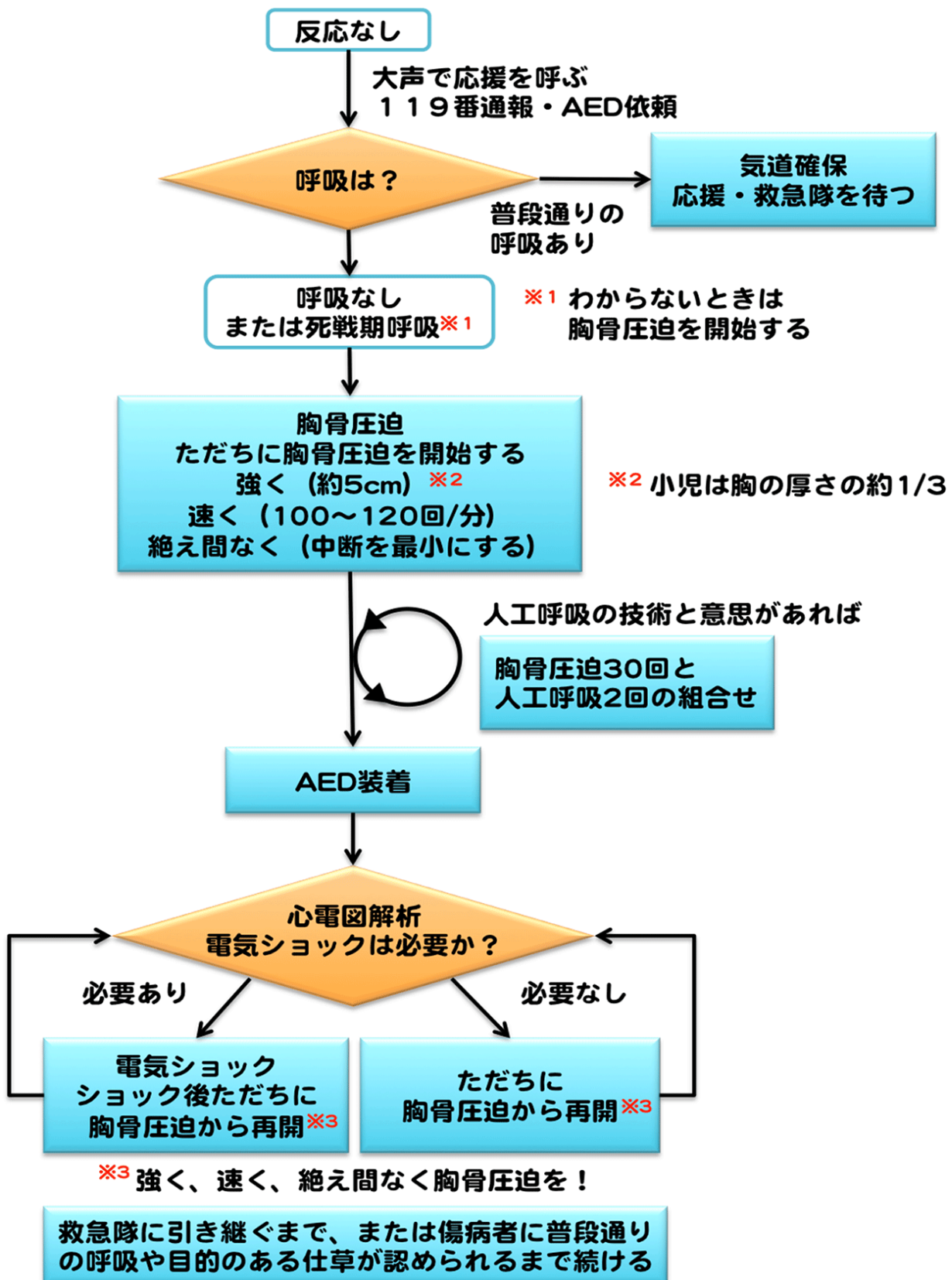
場所 _____ 時間 _____ ~ _____

WBGT 測定値				
測定時間	時	分	時	分
測定値	度	度	度	度

生徒の健康状態	水分・塩分の摂取	緊急時の連絡体制
		携帯→救急→保護者・携帯→職員室

*クールダウン 有 ・ 無

2 心肺蘇生法



3 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

仲間づくり活動、社会見学、移動教室、修学旅行、部活動、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を組織的に講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 悪天候などで活動を変更または中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中も気象情報に常に注意を払い活動内容に配慮する。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者と経路や交通機関、行程や活動内容等の安全確保に関する事前調整を行う。 ● 活動内容の規模や内容に応じた教職員等の人数や役割を検討する。 ● 引率および現地指導教職員間での連絡方法、引率および現地指導教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率および現地指導教職員間の共通認識を図っておく。 ● 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない生徒への対応について検討する。 ● 事故防止に関する対応方針や事故発生時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有する。 ● 部活動等における長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等は、実施することが必要かどうかを検討し、実施する場合には、無理のない移動（距離、時間、休憩）やその手段を計画し、生徒の安全確保を行う。また、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ （食物アレルギー対応）	● 食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率および現地指導教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率および現地指導方法を検討）。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸気したりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ・ エピペン®等持参薬の使用方法的再確認 ・ 搬送可能な医療機関の事前調査 ・ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を準備

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、昼食等を必要とする活動（生徒同士の弁当のおかずやおやつとの交換）、社会科見学、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- ☐ 緊急連絡体制表
- ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む）
- ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）
- ☐ 緊急搬送先医療機関の情報
- ☐ 携帯用救急セット
- ☐ 携帯電話・スマートフォン
- ☐ 笛（危険を知らせるため）
- ☐ モバイルバッテリー（必要に応じて）
- ☐ 携帯ラジオ端末（必要に応じて）
- ☐ 黒球計〔熱中症計〕（部活動の練習および試合時等にも携行）
- ☐ 雷検知機（部活動の練習および試合時等にも携行）

(3) 校外活動開始時の対策

校外活動開始時には、以下の対策を講じることとする。

- バス使用時には月日・時間・練習内容等を確認する。
- バス等の自動車で移動する場合、生徒及び引率者のシートベルト着用の指導を徹底する。
- 現地に到着直後に、引率教職員や現地指導教員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 生徒が教職員から離れて活動する場合などは、生徒から教職員への連絡方法を伝えておく。
- 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・ 引率教職員や現地指導教員の指示をよく聞くこと
 - ・ 一人で行動しないこと
 - ・ 理由があり、集団を離れる場合は引率教職員や現地指導教員に伝えること
 - ・ （食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の「教育活動に関する予定掲示スペース」に、校外活動時間・内容・生徒名簿・引率および現地指導教職員の連絡先等が確認できるように掲示する。

IV 生活安全

1 不審者の侵入

【犯罪被害防止に関する日常管理】

1 不審者侵入防止の3段階チェック体制

- (1) 校門、駐輪場、運動場、生徒玄関、体育館、校舎裏に防犯カメラを設置し、正門から校舎入り口までの通行状況を職員室で常時管理する。
- (2) 来校者は、正面の職員玄関及び生徒玄関に、「校舎内の立ち入りについて」の案内掲示をする。
- (3) 来校者には、教職員の方から積極的に挨拶や声掛けを行い、来校の目的や面会者を確認するとともに、校舎内を歩く際には、教職員が同伴するか、常時「入校許可書」を首から下げてもらうように依頼する。
- (4) 参観日等の来校者には、職員室前で来校者記入用紙に記入のうえ、常時「入校許可書」を首から下げてもらうように依頼する。

2 登下校と施錠について

- (1) 生徒の登校時間は原則7時15分以降とし、放課後すぐ下校することとする。また、部活動の際も、平日18時30分までに下校完了を原則とし、生徒と保護者に周知する。また、急な下校時間の変更については、メール配信等でお知らせをする。
- (2) 原則7時15分に、教職員が玄関を開錠し、放課後、日直が戸締りを行う。日直が施錠する際に生徒が活動していたり教員が業務を行っていたりする場合には、必ず担当教員や業務を行った教員が責任をもって活動場所の施錠を行う。
- (3) 週休日等に部活動を行う際には、最低限の開錠にとどめ、部活動終了後、顧問が責任をもって施錠する。

3 校内の巡視

- (1) 授業日は、毎日始業前、授業中、休み時間、放課後に教職員が校内を巡視する。
- (2) 週休日等の部活動の際には、顧問が活動場所を中心に校内巡視を行う。

4 郊外の巡視・巡回

- (1) 必要に応じて、各学年で協力し、定期的に南門、東門で登下校の指導を行う。
- (2) 全国交通安全運動期間中の「死亡事故0の日」等に、PTAと教員で協力して、山南(ローソン)、徳王子(刈谷)、学校前(南信号)で交通指導と巡視を行う。
- (3) 必要に応じ、放課後に教職員が通学路やゲームセンター、量販店などで巡回指導を行う。
- (4) PTAと協力し、通学路の安全点検を行う。
- (5) 「こども110番の家」「こども110番の店」「わんわんパトロール」「スクールガードリーダー」等に登録する地域住民・店舗の協力を得て、登下校時の生徒の見守り活動を実施する。

【参照資料】PDF 内容「生活安全不審者侵入2～6」5種類分の資料

チェック 1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には非常に希ですが、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者があります。P.1～2のフローチャートにおいては、それらの者を不審者と呼びます。学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要がありますなお、凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2（P.7）、対応3（P.8）に移ります。

2 授業中や部活動中の事故

－ 理科の実験中の事故 －

（1）安全確保と状況把握

- ①生徒を落ち着かせ、安全に配慮しながら全ての実験を中止させる。
- ②負傷の有無・程度及び教室や器具の被害の程度を確認する。
- ③ガス漏れや火災等の二次災害がおこりそうな場合は、避難を指示する。
- ④安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室の施錠をする等により、現場の保全を行い、現場の写真や対応等の記録を残す。

（2）負傷した生徒への応急処置、その後の対応等

*** 命に関わる事件・事故の対応を参照**

（3）未然防止に向けて

- ①必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- ②準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- ③実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生した場合の処置について指導しておく。

－ 体育の水泳の事故 －

（1）容体の把握

- ①意識、呼吸、血液循環、頭部打撲等、全身の状態を確認する。
- ②心肺蘇生を実施するとともに救急車を要請し、他の教職員にも連絡する。
- ③自発呼吸や血液循環の回復が見られない場合は、救急車や医師が現場に到着するまで心肺蘇生を続ける。容体によりAED（職員玄関に設置）を使用する。
- ④救急車に教職員が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、管理職に報告する。
- ⑤保護者に連絡し、事故による本人の状態や搬送先等を伝える。

（2）生徒への対応

- ①他の生徒への不安を無くすために、経過を説明して混乱しないように配慮する。
- ②水泳の授業を中止し、教室で待機させる。
- ③カウンセラー等と連携を図り心のケアを行う。

（3）事後の対応と措置

*** 命に関わる事件・事故の対応を参照**

（4）未然防止に向けて

- ①生徒の既往症等の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意する。
- ②生徒の実態、個々の能力等に応じた指導を行う。
- ③排水口のボルト等の固定、浄水装置等の付属設備等の点検を日頃から行う。
- ④見学生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全管理に配慮する。
- ⑤水温、気温などの気象条件を十分考慮する。

一 運動部活動中の事故 一

(1) 容体の把握

- ①出血、意識、呼吸、血液循環等の全身の状態を確認し、可能な応急処置をしながら支援を求める。安全な場所に移動させ、安静にする。
- ②自発呼吸や血液循環の回復が見られない場合は、救急車や医師が現場に到着するまで心肺蘇生を続ける。容体によりAED(職員玄関)を使用する。
- ③救急車を要請し、周囲にいた部員から事故の状況について聞き取る。

(2) 練習の継続について

- ①他の部員の不安を取り除き、経過を説明して混乱しないようにする。
- ②事故の状況によっては、練習を中止する。

(3) 事後の対応と措置

* 命に関わる事件・事故の対応を参照

(4) 未然防止に向けて

- ①自己の体調管理(練習前の体調の自己チェック)を行わせる。
- ②やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や途中で活動の場を離れる場合、他の部の指導者に依頼し、安全に自主的に活動できる練習内容を指示する。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
- ③突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。

3 火災の発生

(1) 状況把握・安全確保

- ①非常ベルが鳴った場合、火災発生場所を確認し、速やかに消防署に連絡する。
- ②可能であれば、初期消火活動を行う。
- ③生徒の動揺を抑え、教室の窓閉めを指示する。
- ④ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く。
- ⑤防火扉を閉め、避難路を確保する。

(2) 避難指示・誘導

- ①生徒を落ち着かせ、速やかに体育館南の駐車場へ誘導する。
- ②煙が出ている場合は、身を低くしてハンカチを口にあてる。
- ③支援を要する生徒、負傷者の避難のサポートをする。

(3) 避難後の対応

- ①速やかに人数や負傷者、負傷の状況を確認し、校長(管理職)に報告する。

②生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請すると共に、養護教諭等による応急処置を行う。また、保護者に連絡する。

③避難後の対応（下校指示）を行う。連絡メールで対応を保護者に知らせる。

（４）事後の対応と処置

*** 命に関わる事件・事故の対応を参照**

（５）火元責任者

防火管理者	校長
防火担当責任者	教頭

場所	火元責任者	場所	火元責任者
(校舎 1 階)		(校舎 2 階)	
校長室	校長	3 年教室	学級担任
職員室	教頭	かがやき教室	
(旧) 購買室		2 年 A 組	
教育相談室		2 年 B 組	
保健室	養護教諭	大空教室	
1 階トイレ		ひかり教室	
被服室・被服準備室	家庭科担当	美術室・準備室	美術科担当
調理室		2 階トイレ	養護教諭
男子職員更衣室(和室)	教務主任	みかん (教育相談室)	
放送室	文化委員会担当	教材室	研究主任
女子職員更衣室	事務職員	理科室・準備室	理科担当
1 階倉庫 (西)		(特別施設)	
湯沸室		ソフト部室	体育科担当
印刷室		運動場倉庫	
会議室		運動場南倉庫(東・西)	
(校舎 3 階)		東体育館	
音楽室	音楽科担当	コミュニティ	
備蓄室	防災教育担当	コミュニティ西倉庫	
1 年教室	学級担任	西体育館	
生徒会室	生徒会担当	駐車場西倉庫	
多目的教室・3 階倉庫	研究主任	給食搬入室	教頭
学校図書館	学校図書館担当	技術室・準備室	技術科担当
3 階香南市共同学校事務室	総括主任	第 3 教室 (教育相談室)	特別支援コーディネーター

4 給食による食中毒

(1) 早期対応

- ①症状のある生徒は、速やかに医療機関で受診し、結果を学校に連絡するよう保護者に依頼する。
- ②他の生徒の様子、異常の訴え、早退者や欠席者の状況について把握する。
- ③健康な生徒に食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する
- ④入院や欠席している生徒については、病院や家庭訪問で生徒の容体を確認する。

(2) 関係機関との連携

- ①管理職は、速やかに教育委員会に第一報を入れ、学校医・保健所等に連絡し、当日及び翌日以降の学校運営について協議する。
- ②管理職は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって対応できる体制をつくる。

(3) 事後の対応と処置

* 命に関わる事件・事故の対応を参照

- ①生徒の健康調査・検便等への協力を依頼する。
- ②食中毒の正しい知識、手洗いの励行等の健康管理に関する指導を行う。
- ③関係機関が行う食中毒発生の究明に協力し、原因除去、再発防止に努める。
- ④生徒の心のケアに努める。
- ⑤配膳前の手洗いの徹底、エプロン等の衛生管理等の予防の措置を行う。

5 登下校中の事故

(1) 情報収集等

- ①事故発生の連絡を受けたら発生場所に行き、氏名、負傷状況、状況を確認する。
- ②救急車の手配の有無、警察署への事故通報が行われているか確認する。
- ③複数で対応し、現場で確認した状況を学校に連絡する。
- ④学校では、連絡を受けた情報を教職員が共有する。

(3) 応急対応

- ①現場に到着したら、応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保を行う。
- ②負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を要請する。
- ③救急車が到着していれば、教職員は救急車に同乗する。
- ④救急車が既に出ていれば、学校から消防署に連絡を取り搬送先を確認する。

(4) 情報の共有

- ①現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、状況把握を行う。
- ②学校の教職員は、事故の発生場所、負傷状況、搬送先等を保護者に伝える。

(5) 事後の対応と措置

* 命に関わる事件・事故の対応を参照

(6) 未然防止に向けて

- ①自転車安全点検及び交通ルールを守る等の交通安全教室を実施する。
- ②あいさつ運動等を活用し、日頃から交通ルールの徹底を図る。
- ③「見る・止まる・確認する」の徹底を日ごろから行う。

6 結核等の伝染病の発生

(1) 医療機関への受診

- ①症状が長期間継続し、咳・息切れ・発熱・体重減少等の症状が続くような状況の場合、保護者に医療機関への受診を勧める。

(2) 関係機関への連絡・情報収集

- ①生徒が結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告を行い、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。
- ②結核と診断された生徒の過去の出席状況や欠席理由を把握する。
- ③他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか把握する。

(3) 保健所との連携

- ①保健所が設置する「対策委員会」に加わり、拡大防止の指示を受ける。
- ②学校は、結核と診断された生徒以外の生徒については、「結核診断問診票」や「健康観察記録」、教職員は「定期健康診断状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

(4) 事後の対応と措置

* 命に関わる事件・事故の対応を参照

- ①学校保健法施行令第5条、規則第20条に基づき、学校医、その他の医師により伝染の恐れがないと認めるまで出席停止の指示を行う。
- ②結核と診断された当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

V 台風・豪雨・雷の発生

1 休校等について

登校時間並びに午前中の早い時間帯に、台風接近等により大雨・洪水・暴風の「警報」が発表された場合、香南市教育委員会より指示がある。また、登校後、台風が接近し暴風圏内に入る場合には、香南市教育委員会と協議のうえ、通学路の安全を確認し帰宅させる。連絡メールで保護者に知らせる。

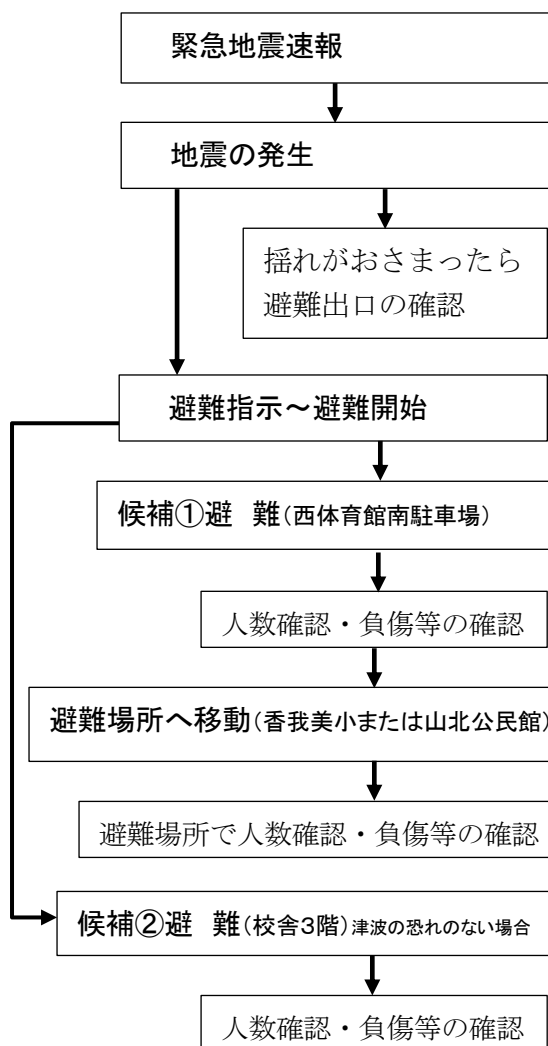
2 屋外での活動について

雷注意報が発表され、音が「ゴロゴロ」が聞こえたら、活動を中止し安全な場所に避難させる。再開は、最後の音「ゴロゴロ」から30分以上聞こえなくなってから始める。ただし、雷警報が発表されていれば音に関係なく、屋外の活動は中止する。下校も同様の対応をとる。

* 平成26年8月に香我美町(東川・西川・山北・山南・徳王子の一部)に、大雨による避難勧告が発令され、避難所が開設された。

VI 地震の発生

1 校内での緊急対応



◎職員室にいる教職員が放送を入れる。

◎校内放送はオンにしておく。オフの場合は第2体育館に放送が入らない。

◎指示内容

①地震がきます。机の下にもぐりなさい

②机の下にもぐり、机の脚をしっかりと押さえる。

③廊下等では、低い姿勢をとり頭を手で覆う。

④校舎外へ最も近い経路と出口を確認する。トイレや特別教室等に生徒がいないか確認する。

⑤校舎外へ最も近い出口から避難する。校舎外では早足で西体育館南駐車場へ向かう。

⑥職員室の教職員は生徒の緊急連絡網（引き渡しカード綴り）、応急処置ができる物品を持ち出す。

⑦状況の正確な把握を行う（安否確認を行う）とともに避難場所（2か所の避難場所）への経路の安全確認を行う。

⑧津波の恐れがある場合（津波警報発令）は香我美小学校もしくは山北公民館へ避難

⑨関係機関への連絡を行う。

- 本校の海拔は11.1m。津波到達は想定されていないが、海岸線から2kmしかなく、香宗川と山北川が学校を挟むように近くを流れている。
- 避難場所の香我美トレーニングセンターは海拔25.7mだが、学校から南（海岸）に向かって1kmの距離にあり徒歩で15分以上かかる。また、香我美支所は徒歩で20分かかかる。
- 校舎のガラスは飛散防止フィルムが張られており、天井や外壁等の耐震化工事が完了している。
- 付近には全生徒が短時間で避難できる場所がない。

津波が予想される場合は浮遊してきた車や

重油タンク等による火災の発生も想定される。

校舎内で垂直避難を行うと火災発生の場合逃げ場が

無くなってしまうことも想定される。

そのため、移動経路上の安全を確認しつつ、距離はあるが

津波到達予想時間内に移動可能な

香我美小学校(海拔25m)または山北公民館(海拔23.4m)に避難する

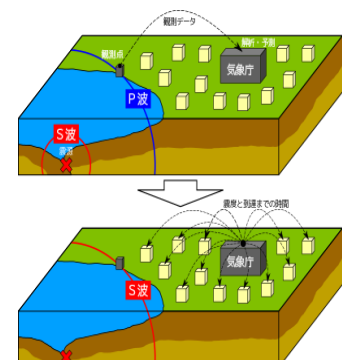
2 下校できない時の対応

大規模な地震が発生し、余震が続いた入り、道路等が被害を受け帰宅ができない時等、長時間下校できない場合は次のように対応する。

生徒が学校にいる場合	①余震等や周辺の状況により、安全が確認されるまで生徒を学校の安全な場所で待機させる。 ②各家庭に緊急メールシステム、電話で連絡する。 ③安全が確認されたら、緊急メールシステムや電話で各家庭に連絡し、学校に迎えに来てもらう。<u>必ず「引き渡し確認シート」に記入する。</u> ④一定の時間が経過して、家庭の迎えがない場合は、そのまま学校で待機させる。 ⑤その間、個別に連絡をするが、連絡がとれない場合は学校待機とする。 ⑥電話やメールが不通になった場合も原則として学校待機とする。
登下校途中の場合	①登下校している経路付近の指定避難所を確認しておく。（P18 参照） ②登下校中に地震等により学校へ戻ってきた場合は、学校で待機し各家庭に緊急メールシステムや電話で連絡し、安全が確認されたら学校に迎えに来てもらう。<u>必ず「引き渡し確認シート」に記入する。</u> ③学校以外の施設に避難している可能性がある場合は、避難所に出向いて安否の確認をする。
帰宅後や休日	①学校から連絡があるまで自宅に待機させ、緊急メールシステムで安否の確認方法を知らせるか、電話で連絡して安否の確認をする。 ②ケガ等による救急搬送や入院した場合は、可能であれば学校へ連絡をお願いする。
災害伝言ダイヤルの利用	緊急メールシステムの利用や電話連絡ができない場合は、学校がN T Tの災害用伝言ダイヤル「171」にメッセージを入れる。 N T Tの手順を基本とし暗証番号は利用しない。各電話会社でも様々な伝言サービスがあるので、事前に確認をお願いしておく。

3 地震発生時の留意点

- (1) 的確な指示（避難指示を含む）
- (2) 人員確認、負傷者がいる場合の応急手当
- (3) 校舎内を巡回し、生徒の避難誘導
- (4) 校舎、学校周囲の安全確認



- (5) 生徒への声かけ等による不安の除去
- (6) 余震、津波、二次災害への対応
- (7) 肢体不自由、難聴などの要支援生徒の対応

4 生徒の心のケアについて

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該生徒等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：日頃から生徒の身体的・心理的不調のサインは「気持ちメーター」で把握し、災害後は「こころの健康調査票（生徒用）」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した生徒には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある生徒にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに生徒のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】生徒の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には生徒が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、生徒の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状

(気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど)を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、生徒はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、生徒が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために(平成 26 年 3 月)

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	* 校長 * 教頭 * 教務主任 * 生徒指導主事 * 保健主事 * 養護教諭 * 当該生徒等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 * スクールカウンセラー * スクールソーシャルワーカー * 学校医
協議・検討事項	* 当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 * 対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） * ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） * 保護者等からの相談窓口設置の要否 * 教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） * 専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 * 教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該生徒等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

こころの健康調査票（生徒用）

I 今回、私たちにとってとてもつらいことが起こりました。今回のことを知ってからあなたの状態についてあてはまる項目の□に✓をつけてください。また、今の気持ちを書いてください。

- ☐ 1. 今回のことが頭から離れない。
- ☐ 2. よく眠れない。
- ☐ 3. 恐ろしい夢を見る。
- ☐ 4. なかなか集中できない。
- ☐ 5. 怒りっぽくなっている。
- ☐ 6. 感情が不安定になる。
- ☐ 7. ときどき無感覚（何も感じない状態）になる。
- ☐ 8. 気持ちが落ち込む。
- ☐ 9. 一人でいるのが怖い。
- ☐ 10. 緊張していて、神経質になっている。
- ☐ 11. 物音などに対して敏感になっている（ちょっとした音にも驚く）。
- ☐ 12. 人に自分の気持ちが分かってもらえない感じがする。
- ☐ 13. 人が信じられない。
- ☐ 14. 自分を責めてしまう。
- ☐ 15. 立ち直れないのではないかと不安になる。
- ☐ 16. 食欲がない。
- ☐ 17. 息苦しい。
- ☐ 18. お腹の調子がよくない。
- ☐ 19. 体がだるい。
- ☐ 20. 頭が痛い。

〈あなたの今の気持ち・心配していること等〉

II 次の質問について、あてはまる番号に○をつけてください。今回の件に関係していても、していなくても結構ですので、知らせてください。

- (1) 先生やスクールカウンセラー等に相談したい(話したい)ことはありますか。
1. ある 2. ない
- (2) 「ある」と答えた人は、いつ、だれに相談したい(話したい)ですか。
1. なるべく早く（ ）先生に相談したい(話したい)。
2. すぐでなくてもよいが、（ ）先生に相談したい(話したい)。
3. なるべく早くスクールカウンセラーに相談したい(話したい)。
4. すぐでなくてもよいが、スクールカウンセラーに相談したい(話したい)。
5. その他（ ）

年 組 番 名前

5 休日等の教職員の対応

【地震・津波等】

【配置の基準】	※指定教職員は香南市内に在住の教職員	
○津波注意報	◎管理職は自宅待機	【緊急時の集合について】 ◎教職員自身や親族等に大きな被害がある場合や特別の事情を除き、学校に集合し安全確保や救援活動にあたる。 ◎道路の被害等により集合できない場合は、一時的に自宅近くの学校や避難所の応援にあたる。その後できるだけ早く学校に集合する。
○津波警報	◎管理職は学校へ ◎教職員は自宅待機	
○大津波警報 震度4以上	◎管理職・指定教職員は学校へ	
○震度5以上	◎全教職員が学校へ	
○大きな災害の発生 震度6以上	◎避難場所開設準備～ 開設指示 ～ 開設	



◎地域の情報収集	◎生徒の安否確認・被災確認
----------	---------------

【台風・大雨等】

○避難準備・高齢者等の避難開始の発令	◎管理職は自宅待機
○校区に避難勧告の発令	◎全教職員が自宅待機 ◎管理職は学校待機
○校区に避難場所が開設	◎管理職と指定教職員は学校待機 ◎防災情報等の確認
○避難場所の開設の指示	◎全教職員が学校で開設準備・開設



◎地域の情報収集	◎生徒の安否確認・被災確認
----------	---------------

令和 年 4月 日

保護者の皆様へ

”

香南市立香我美中学校
校 長 谷口 泰徳

大地震などの緊急災害時の対応について

大地震などの緊急災害時の連絡方法などについて、下記のような対応をいたしますので、ご協力をお願いします。

【生徒が学校にいる場合】

大規模な地震が発生し、津波警報が発令されたり、余震が続いたり、道路等が被害を受け帰宅ができない時など、長時間下校できない場合は次のようにします。

- ①津波警報発令解除後、余震等や周辺の状況により、安全が確認されるまで生徒を避難先の香我美小学校もしくは山北公民館、または学校の安全な場所で待機させます。保護者も津波警報発令が解除されるまでは、ご自身の身の安全を確保し、無理に避難所や学校へ迎えにいかないようにしてください。
- ②各家庭に保護者連絡アプリすぐーるや、電話で連絡します。
- ③津波警報発令解除後、安全が確認されたら、保護者連絡アプリすぐーるや電話で各家庭に連絡し、迎えに来てもらうようにします。それまでに家庭からお迎えに来られましても、引き渡しは行いません。
- ④津波警報解除後、一定の時間が経過して、家庭の迎えがない場合は、避難先の香我美小学校もしくは山北公民館、または学校の安全な場所で待機します。個別に連絡をしますが、連絡がとれない場合や電話や保護者連絡アプリすぐーるが不通になった場合も、原則として避難先の香我美小学校もしくは山北公民館、または学校の安全な場所での待機とします。

【登下校途中の場合】

登下校の経路付近の指定避難所を確認しておいてください。”

- ①登下校中に地震等により学校へ戻ってきた場合は、香我美小学校もしくは山北公民館へ避難して待機し各家庭に保護者連絡アプリすぐーるや電話で連絡します。波警報解除後、安全が確認されたら香我美小学校もしくは山北公民館、または学校に迎えに来てもらうようにします。
- ②学校以外の施設に避難している可能性がある場合は、避難所に出向くなどして安否の確認をします。

【帰宅後や休日の場合】

学校から連絡があるまで安全が確保される避難場所で、身の安全を確保してください。連絡は次のようにします。

- ①保護者連絡アプリすぐーるで安否の確認方法を知らせるか、電話で連絡して安否の確認を行い

ます。

②ケガ等により救急搬送されたり入院した場合は、可能であれば学校へ連絡をお願いします。

【災害伝言ダイヤルの利用】

緊急メールシステムの利用や電話連絡ができない場合は、学校が災害用伝言ダイヤル「171」に伝言を入れます。暗証番号は利用しません。

各電話会社でも様々な伝言サービスがありますので確認をお願いします。

※毎月の1日・15日は、無料で「171」の利用ができます。是非、ご家庭で連絡方法を確認してください。”

171（災害用伝言ダイヤル）について

＊被災地への通信が増加しつながりにくい状態になった場合に提供が開始される声の伝言板です。普段は利用できません。

＊テレビやラジオ、ホームページ等で「171」の設置、伝言登録エリア等が知らされます。保存時間は48時間、件数は開設時に知らされます。”

- 伝言の**録音**
- ① 171 をダイヤル
(ガイダンス)
 - ② 1 をプッシュ
(ガイダンス)
 - ③ 各自の電話番号をダイヤル
(ガイダンス)
 - ④ 伝言を録音（30秒以内）
(ガイダンス)
 - ⑤ 自動終了

- 伝言の**再生**
- ① 171 をダイヤル
(ガイダンス)
 - ② 2 をプッシュ
(ガイダンス)
 - ③ 伝言を聞きたい電話番号をダイヤル
学校の伝言を聞く時は 0887-54-2018
(ガイダンス)
 - ④ 伝言の再生
(ガイダンス)
 - ⑤ 自動終了

6 地震の規模及び津波情報発表による職員配備体制

令和6年10月

地震の規模及び津波情報発表による職員配備体制について

香南市教育委員会学校教育課

1 教職員の非常参集体制の整備について

- ・ 夜間休日等の勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認などを的確に行うために、災害等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する。
- ・ 災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち誰がどの段階で参集するかについて、危機管理マニュアルに記載しておく。
- ・ 一部の教職員のみが参集する段階での参集者を設定する際には、教職員の居住地域、通勤手段、家庭の状況等を考慮する。
- ・ 一定の震度以上の地震が発生した場合には参集要請の連絡がなくても「自動参集」することや、参集途上の安全を確保するため警報等の情報を入手すること、参集経路上の危険区域を避けて参集することなども明記しておく。
- ・ 非常参集については、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先する。教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、かならず管理職等に連絡を入れる。
※勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。
- ・ 各教職員から入った情報を集約し、連絡がとれない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要である。

2 対策本部体制の整備について

- ・ 事故・災害等が発生した際には、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たることが必要である。
- ・ 学校として事故・災害等に対応するための組織（事故・災害対策本部など）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ危機管理マニュアルに定めておく
- ・ 対策本部については、学校の規模や状況に応じて様々な体制が考えられる。各種事故・災害等で一般的に必要と考えられる下記の業務内容を参考に、起こり得る事故・災害等の想定や自校の状況に合った組織体制を定めて、危機管理マニュアルに記載しておく。
- ・ 対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図る。
- ・ 毎年度初めには、全教職員による確認・周知を徹底する。
- ・ 各自がそれぞれの役割を理解するだけでなく、他の教職員の役割も含めて理解しておくことも必要である。
- ・ 校長（本部長）等管理職や災害対策の主要業務を担う担当者が、被災等のために不在となった場合にも、組織的な対応が行えるよう、代理者をあらかじめ指定しておく。

【1、2項の内容は文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』より抜粋】

3 「震度4」以上の地震発生及び津波情報の発表があった場合の配備体制及び参集体制について

- 震度4以上の地震発生及び津波情報の発表があった場合は、以下の体制とする。

【地震規模と津波情報発表時の配備体制及び参集体制】

香南市 本部体制	地震規模 津波情報	配備体制 参集体制		
			学校	市長部局
災害 警戒本部 第1配備	震度4 又は 津波注意報	勤務 時間 内	・参集なし	・防災対策課全職員及び地震関係課職員 ・状況により本部長が必要と認めた職員 及び消防長が必要と認めた消防職員・団員
		勤務 時間 外	・参集なし	・防災対策課全職員及び地震関係課職員 ・状況により本部長が必要と認めた職員 及び消防長が必要と認めた消防職員・団員
災害 対策本部 第2配備	震度5 (弱又は強) 又は 津波警報	勤務 時間 内	・学校長 ※学校教育課と相談のう え、学校長が必要と認めた 職員	・三役、管理職（庁議メンバー）、防災対 策課全職員、地震関係課職員及び消防職 員・団員 ・状況により本部長が必要と認めた職員 ※必要により増員
		勤務 時間 外	・学校長 ※学校教育課と相談のう え、学校長が必要と認めた 職員	・三役、管理職（庁議メンバー）、防災対 策課全職員、地震関係課職員、初動要員及 び消防職員・団員 ※状況により本部長が必要と認めた職員
災害 対策本部 第3配備	震度6弱以上 又は 大津波警報	勤務 時間 内	・全教職員 ※可能な限り会計年度任 用職員も参集	・全職員 ※可能な限り会計年度任用職員も参集
		勤務 時間 外	・全教職員	・全職員

【遠地地震等の体制】

- ・学校教育課と連携し、情報収集体制をとり、必要に応じて対策本部を増員

【勤務時間外の非常参集について】

- ・どうしても参集できない場合は、管理職等に連絡するとともに、最寄りの県立又は市町村立学校で臨時的に用務にあたる。又は可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部教務を支援する。

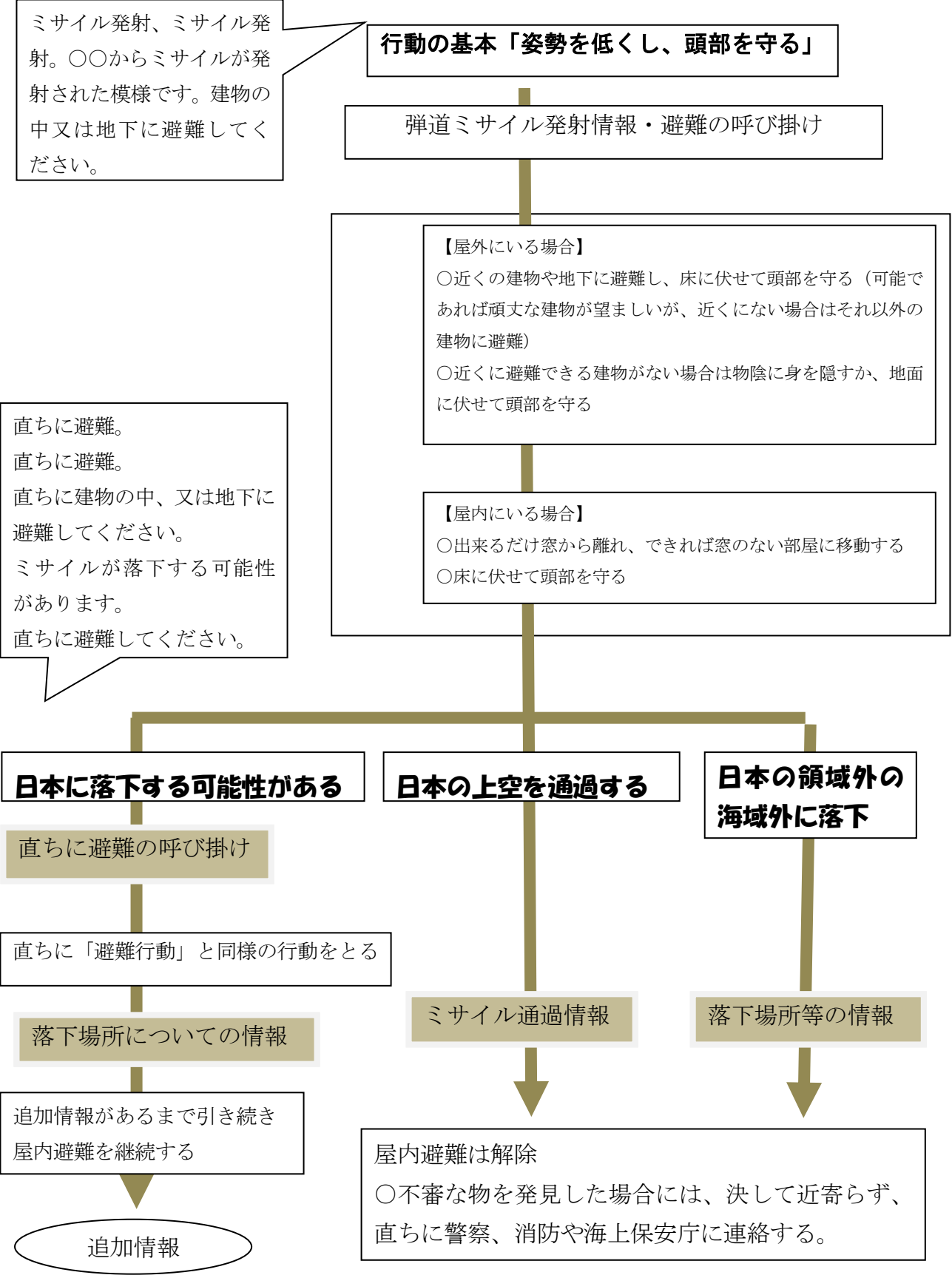
7 避難情報・避難指示等の発令の目安

		避難準備・高齢者等避難準備	避難勧告	避難指示	屋内退避の指示
津波	発令の目安	日本沿岸以外の地震 香南市に津波警報発令及び市長が危険性が高いと判断	日本沿岸の地震で 香南市に津波警報発令及び市長が危険性が高いと判断	香南市に大津波警報発令	大津波警報発令時に津波の高さ・到達時間の想定により必要に応じて発令される。 必ず目安となる高さを周知する。
	対象地域	海拔 5 m 未満の沿岸部地域等			
水害	発令の目安	水位観測所で氾濫注意水位を超過 香宗川 2.0 m 物部川 3.4 m	物部川の水位観測所で 4.3 m を超過。ため池・その他の河川で目視により氾濫の危険性が高いと判断	水位観測所で氾濫危険水位を超過 香宗川 3.8 m 物部川 4.75 m	
	対象地域	河川地域（物部川は水浸想定区域）			
土砂災害	発令の目安	香南市に県の「土砂災害警戒避難基準雨量」の危険・警戒のいずれかが発表	香南市に県・気象庁による「土砂災害警戒情報」が発表	香南市に県による「土砂災害警戒情報」が発表	
	対象地域	土砂災害警報区域の全部または一部			
大規模災害 事故災害等	発令の目安	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがある時	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがある時	大規模火災、危険物災害で市民に明らかな生命の危険がある時	原子力発電所事故などによる放射性物質の漏えい
	対象地域	延焼の恐れがある地域		危険地域	市内全域
【気象台から提供される降雨に関する情報】					
大雨・洪水注意報		大雨・洪水による被害が予想され、次の条件のいずれかになると予想される場合。 平坦地 1 時間雨量：40 mm 以上 平坦地以外 3 時間雨量：90 mm 以上			
大雨・洪水警報		大雨・洪水による被害が予想され、次の条件のいずれかになると予想される場合。 平坦地 1 時間雨量：70 mm 以上 平坦地以外 3 時間雨量：140 mm 以上			
記録的短時間雨量情報		大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量である場合。 1 時間雨量：120 mm 以上			
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まった時に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村に県と高知気象台が共同で発表する。			
特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される。若しくは、数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			

VII 新たな危機事象

【弾道ミサイル発射時】

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動



様々な場面における避難行動等の留意点

【学校にいる場合】

○校舎内の対応

弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあった際に、教室内で授業の場合であっても、窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入るなど頭部を守ること。

○校舎外の対応

校庭やグラウンドでの授業の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心でなく物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せるなど頭部を守ること。

【校外活動中の場合】

○屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすること。

○校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくこと。特に野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うなどの場所や場面に応じた対応を想定しておくこと。

○生徒に対しては、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくこと。また、教職員がそばにいないにもかかわらず生徒自らが判断し行動できるように

【登下校中の場合】

○登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくこと。

○屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことがあることを想定しておくことが重要である。ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音に注意することや、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることで周囲の変化や人の行動も情報の一つとなること、生徒自身が情報を知ったときに周りに伝えること等についても指導すること。

【生徒が自宅等にいる場合】

○生徒が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、そういった行動が出来るように事前に指導しておくこと。

○早朝等に登校時間の変更や臨時休校などの連絡の必要が生じた場合の情報伝達の方法を周知しておくこと。また安否確認の方法を確認しておくこと。

弾道ミサイル落下時に 取っていただきたい行動の例 (避難訓練の場面から)

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 付

内閣官房

弾道ミサイル落下時における避難の必要性について

- 弾道ミサイルによる攻撃の被害の様相は、その弾頭の種類に応じて異なりますが、弾頭の種類に関わらず、弾道ミサイル着弾時には、爆風や建物等が破壊されたことに伴う破片などが発生します。
- こうした爆風や破片などによる身体への被害を避けるため、状況に応じた避難行動を取る必要があります。



内閣官房



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

（注）できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。



●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

屋外にいる場合（近くに建物があるとき）

以下、今までに実施された弾道ミサイルを想定した住民避難訓練における様々な場面での避難行動の例を紹介するので、参考にしてください。

学校



近くの建物へ
避難



窓から離れ、
身を守る姿勢
をとる。



近くの建物へ
避難



窓から離れ、
身を守る姿勢
をとる。



屋外にいる場合（近くに建物がないとき）

田園地帯



身を隠す場所を探す。



農業用水やコンクリート製の橋の下などに身を隠す。



自動車運転中



速やかに安全な場所に停車し、車から離れる。近くに建物がないため、その場で伏せて、頭部を守る。



電車乗車中



窓から離れた中央に移動し、姿勢を低くして、身を守る姿勢をとる。



屋外にいる場合（近くに建物がないとき）

その他



その場で伏せて、頭部を守る。



塀に身を寄せて、頭部を守る



コンクリートに身を寄せて、頭部を守る。



遊具の中に身を隠す。



ベンチの下に身を隠す。



駅構内で隙間に身を隠す。



スロープの下に身を隠す。



コンクリート製のトンネルに避難する。

屋内にいる場合

小学校の教室



窓から離れる。



机の下で身を守る姿勢をとる。



自宅



窓から離れる。



窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとる。



オフィス



窓から離れた廊下に出て、身を守る姿勢をとる。または、机の下に身を隠す。



内閣官房

8

屋内にいる場合

その他



＜幼稚園・保育園＞
教室から窓のない廊下に出て、身を守る姿勢をとる。



＜幼稚園・保育園＞
防災頭巾やヘルメットをかぶり、窓から離れて、身を守る姿勢をとる。



＜工場＞
外に面した窓から離れるため廊下に出て、身を守る姿勢をとる。



＜福祉施設＞
窓から離れた場所に集まり、身を守る姿勢をとる。

内閣官房

9

VIII 避難所開設までの流れ

1 防災組織と役割

危機管理委員会 校長 教頭（危機管理担当） 各班長 5 名 計 7 名			①学校危機管理計画の作成 ②避難所運営の支援計画の作成 ③大規模災害に関する対応、指揮 ④自主防災組織等との連絡・調整 ⑤防災訓練の実施・指揮・運営 ⑥教職員の防災研修計画 ⑦防災に関する物品の管理点検 ⑧防火責任者の指定 ⑨施設設備の安全・火災予防等		災害時の 学校災害対策本部
学校災害対策本部			役 割		
			地震等の発災時	避難所開設時の対応	
校 長			○全体の総括 ○生徒、保護者、マスコミへの説明 ○関係機関への連絡	○全体の総括 ○生徒、保護者、マスコミへの説明 ○関係機関への連絡	
教 頭			○校内外の状況把握 ○関係機関との情報の一元化処理 ○マスコミ関係者への対応 ○指示系統の点検、確認、メール配信 ○保護者、生徒への説明文書作成	○校内外の状況把握 ○関係機関との情報の一元化処理 ○指示系統の点検、確認、メール配信 ○保護者、生徒への説明文書作成	
各班長			○各班の総括、本部の状況説明 ○各班の状況把握、本部へ情報提供	○各班の総括、本部の状況説明 ○各班の状況把握、本部へ情報提供	
各班と役割 ◎班長	避難誘導	◎各学年主任 教務主任	○パニック等への集団管理 ○生徒の避難指示、誘導 ○避難後の安否確認 ○下校、引取時の全体指導、進行	○生徒の安否確認 ○欠席、早退等の確認 ○P T A 役員と被災状況等の確認	
	施設安全	◎生徒指導主事 生徒会担当主 用務員 教員業務支援員	○学校施設の確認 ○応急対応、掲示物や立入制限の ロープ等の設置 ○生徒、教職員への説明 ○救急車両等の進路確保	○食料、物質の受け入 ○管理、配給 ○調理室での炊き出し、食事準備等	
	救護衛生	◎養護教諭 特別支援教育 支援員 生活学習支援員	○応急手当 ○医療品の確認、援助の決定 ○救急車両などの誘導 ○負傷者の状況確認、搬送決定、 同乗者の手配、確認、リスト作成 ○搬送医療機関との連携	○応急手当 ○医療品の確認、援助の決定 ○救急車両などの誘導 ○負傷者の状況確認、搬送決定、 同乗者の手配、確認、リスト作成 ○搬送医療機関との連携 ○衛生管理（ゴミ、トイレ、清掃等）	
	情報連携	◎教務主任 ◎研究主任	○情報の収集、記録、整理 ○本部、各班への報告、情報提供 ○報道、関係機関に関する資料作成	○名簿作成、受付等 ○掲示板、掲示物の作成、管理 ○郵便物等の受付、管理 ○避難所内の情報確認、情報提供	
	外部対応	◎事務職員 ◎校長	○電話、来校者、問い合わせ等の対応 ○マスコミ関係者への対応	○電話、来校者、問い合わせ等の対応 ○マスコミ関係者への対応 （待機室、記者発表準備、場所等）	
＊総括者（校長）不在の場合は、第 1 代理者を教頭、第 2 代理者を教務主任、第 3 代理者を生徒指導主事とする。					

2 避難所開設から学校再開

避難所の開設・学校対策本部の設置～拠点機能の開始、充実

避難所運営へ

①開設の確認

- ・香南市災害対策本部からの開設指示
- ・被災者による開設の要望

②被害調査 ～開設の適否

- ・建物の損壊、壁等の亀裂
- ・蛍光灯等の落下物、倒壊物
- ・水道やガスの損傷、運動場の亀裂

- ・避難場所としての使用適否の判断
- ・危険箇所の表示、ロープ等
- ・破損箇所等の応急処置

◎情報収集、安全確認により他の施設への誘導

③開設準備

- ・組織の編成、役割分担（校長―渉外 教頭―運営 教職員―施設、物資、救護、受付等の役割分担の確認）
- ・避難開放場所の設置
- ・学校運営施設、用品等の確保や管理
- ・ゴミ処理、トイレや水道のライフラインの確認

④避難所の開設

- ・収容可能人数の確認 東体育館（1407 m² 人） 西体育館（1539 m² 人）
- ・リーダーを決める、役割を決める、順序を決める
- ・自主防災組織との連携、ボランティアの受け入れ等

⑤避難者の受入 ～運営

- ・受付は各体育館の南入口
- ・避難所（各体育館フロア）への誘導
- ・ルールの徹底
- ・避難所内の整理、清掃
- ・施設の点検、施錠等の防犯

◎香南市災害対策本部へ報告

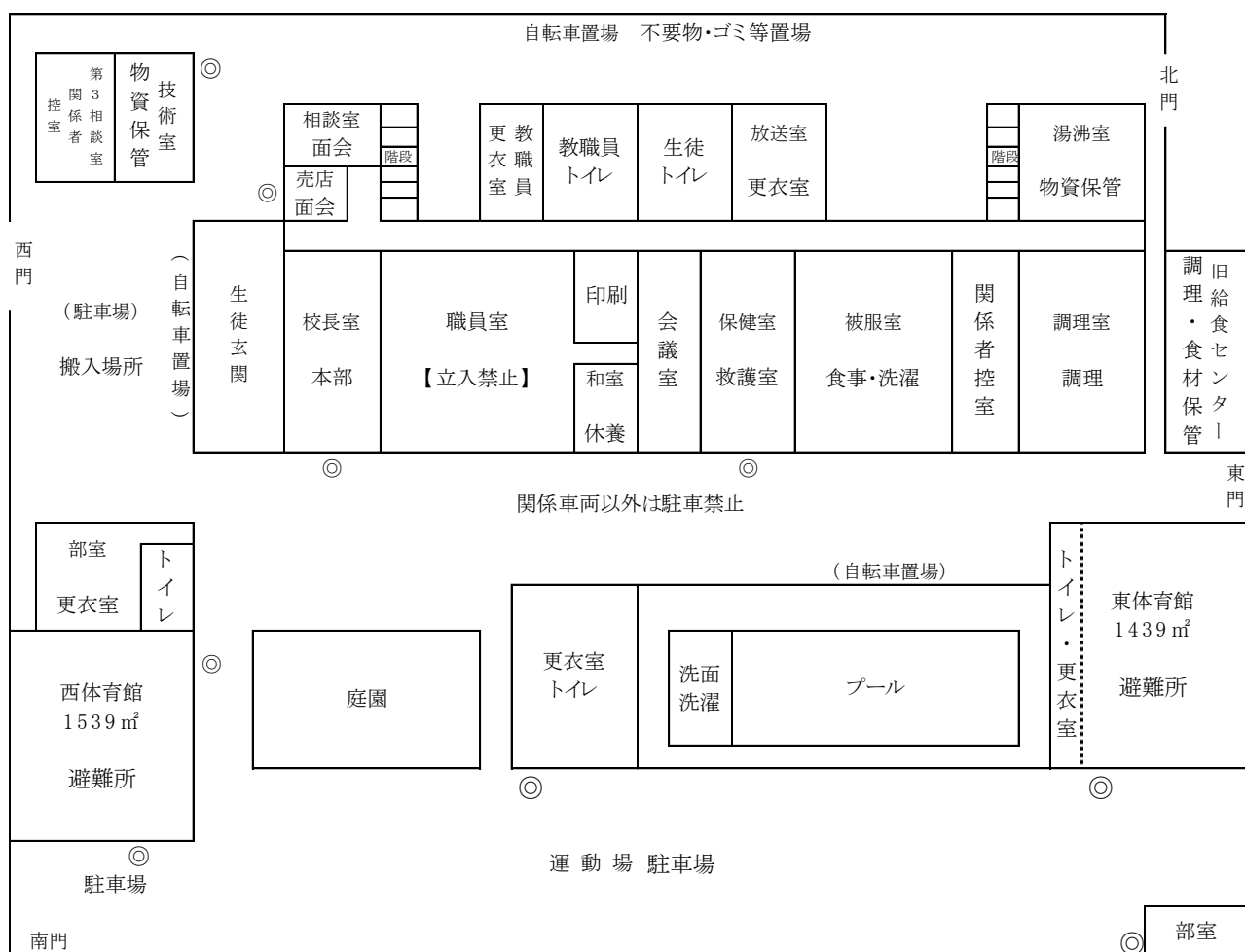
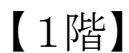
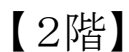
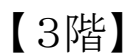
⑥避難所の閉鎖 ～教育機能の回復

【再開に向けたチェックリスト】

- ・登校の可能性、通学路
- ・使用可能な教室の確保
- ・教育委員会の再開判断
- ・校舎、運動場等の安全
- ・教職員の通勤、健康や疲労
- ・ライフラインの復旧状況
- ・避難者への説明、理解
- ・臨時教育課程の編成

- ・心身への影響に対する長期対応
- ・対象生徒の調査
- ・きめ細かな対応と教育相談
- ・PTSD 等の対応、SCや専門機関と連携

2階・3階の一般教室・理科室・多目的教室・学校図書館は立入禁止



4 関係資料

【引き渡し確認シート】

年 組 男・女						
	生徒氏名	引き取り者氏名 生徒との関係	連絡先 (電話・携帯・住所)	日時	教職員名	兄 弟 姉 妹 (年 組)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

【安否確認シート】

別紙の面談調査票、災害伝言ダイヤル等を利用する。連絡がとれない場合や不在の場合は下記の連絡カードを自宅に置いておく。

連 絡 票	香南市立香我美中学校	電話 0887-54-2018
◎訪問者・日時 (日 時 分)		
◎メッセージ		

【生徒面接調査票】

面接日時 月 日 時 分 場所 ()	
面接者	
生徒氏名・学年等	
現在の住所	
連絡先・電話	
けが・具合の悪いところ	
困っていること、心配なこと	
その他の様子	
同居家族	
同居家族以外で、今、一緒にいる人	
被害状況（本人から見て）	○家族のけが等
	○家屋等の被害
今後の予定・連絡先等	
【学校からの連絡事項・配布物】	

(3) 関係機関・避難場所

令和8年度指定教職員	学校長（高知市） 教頭（香南市） 生徒指導主事（安芸市）			
関係機関名	TEL	地震・津波の主な避難場所	地震	津波
市災害対策本部	56-0739	香我美中学校	○	○
市役所	56-0511	香我美小学校	○	○
市教育委員会	50-3019			
市防災対策課	57-8501	香我美支所	○	○
香我美市民館	55-2143	香我美幼稚園	○	○
香我美支所	55-1041	香我美オレンジ保育所	○	○
南国警察署	55-0110	香我美トレーニングセンター 55-2143	○	○
香我美駐在所	55-3671	香我美市民館 55-2143	○	○
香南消防署	55-4141	山北公民館 55-4906	○	○
県学校安全対策課	088-821-4543	山南公民館 55-2958	○	○
県小中学校課	088-821-4735	東川公民館 55-9342	○	○
東部教育事務所	0887-34-3591	徳王子公民館 55-2609	○	○
セコム	088-852-6060	西川公民館 55-9345	○	○
テクノ防災	088-860-5520	香我美駅プラットホーム		○
土佐衛生管理	55-1992	月見山第2霊園駐車場		○

災害時における引き渡しについて

地震の規模や被災状況により生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。そこで下記のような引き渡しのルール、引き渡しカードを活用していきたいと考えています。

1. 引き渡しの判断

引き渡しのルール

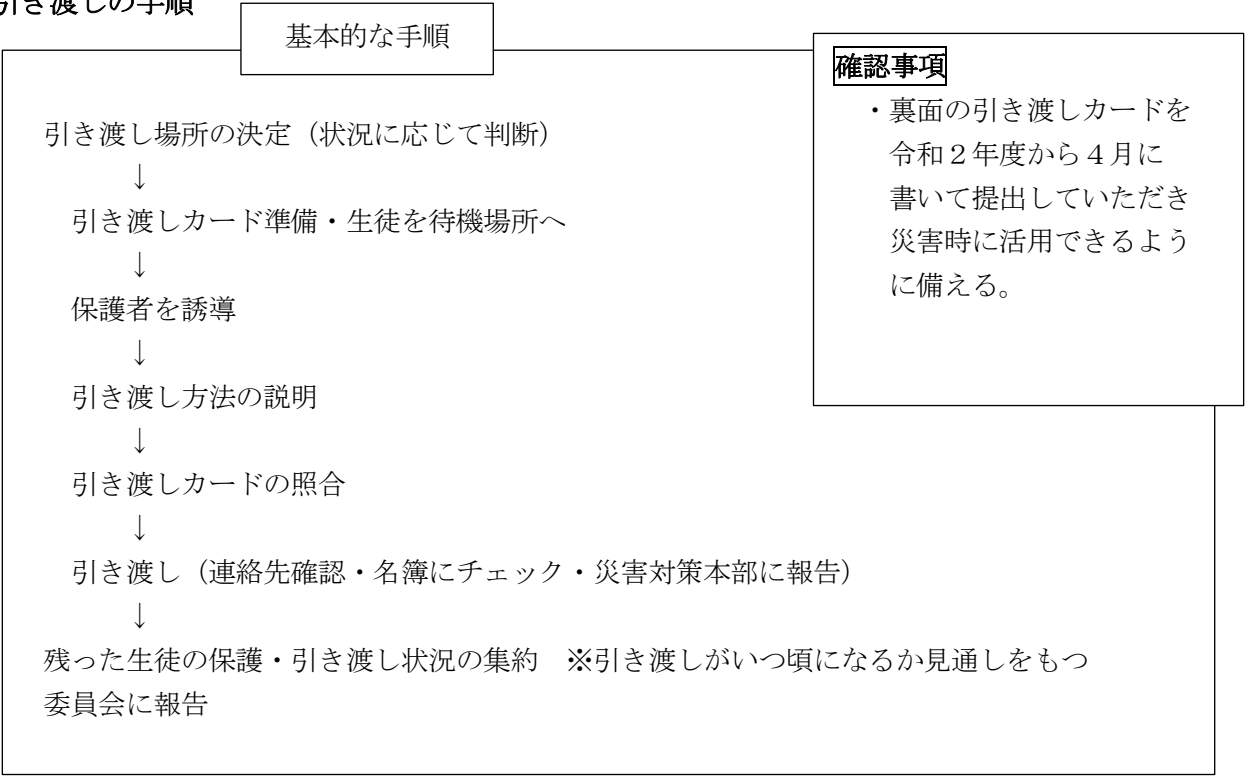
生徒の安全を最優先

- ・津波警報発令が解除されるまで、保護者へ引き渡しは行わない。
- ・保護者も津波警報が解除されるまで、避難所へ迎えに行かない。

学校を含む地域の震度	震度 5 弱以上	保護者(家庭)が引き取りに来るまで待機させる。この場合、時間がかかっても保護者(家庭)が引き取りに来るまでは、生徒を避難場所の香我美小学校や山北公民館、学校で保護しておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者(家庭)が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある生徒については避難場所の香我美小学校や山北公民館、学校で待機させ、保護者(家庭)の引き取りを待つ。

- ※学校周辺の交通事情等の環境によって検討し設定する必要がある。
- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合や家庭の状況によっては、保護者に対して災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者と共に学校にとどまることや避難行動を促すなどの対応も必要となってくる。
 - ・校外活動中、登下校中の対応についても職員会等で確認し、保護者に公開していく。

2. 引き渡しの手順



年度入学			鉛筆書きで記入		災 害 時 引 き 渡 し カ ー ド		香南市立香我美中学校	
1年組	ふりがな		性別	男 ・ 女				
2年組	生徒名							
3年組								
現住所		〒 -						
保護者名						○家族で確認している避難場所 []		
自宅電話番号		自宅 []				○避難後の連絡先 []		
携 帯 番 号		携帯 [- -]				○特記事項 []		
災害時引き取り者（優先順位をつけてできるだけ多く記入してください）								
優先順位	氏 名		連絡先電話番号 （携帯番号）		勤務先・住所		生徒との関係	
1								
2								
3								
4								

引き渡しの記録（記入の必要はありません）				
立会人名		日 時	年	月 日 時 分
引き渡し場所		引き取り者名（本人が記入）		
引き渡し後の居場所		電話番号		

